

## 知的財産戦略大綱骨子案

2002.5.22

起草委員会

## はじめに

日本経済を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、将来に対する閉塞感を払拭できない中、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することが求められている。そのためには、我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることが必須である。その目標に向けた諸改革を直ちに実行するため、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である知的財産戦略大綱をここに策定する。

## 1. 情報創造の時代

戦後、我が国の高度経済成長の原動力となったのは、勤勉な国民性と加工組立型の産業分野を中心とする「ものづくり」の強さであり、その土台は、欧米の技術を導入・改良し、強固なチームワークを活かして現場での生産技術を向上させていくという日本型生産システムであった。

しかしながら、低廉な労働コストと生産技術の向上を背景にしたアジア諸国等の追い上げ、グローバルな情報化社会の進展等により、過去の成功を支えた経済モデルからの脱却が求められ、新たな成長モデルを模索する必要性が生じている。すなわち、経済・社会のシステムを、加工組立型・大量生産型の従来のものづくりに最適化したシステムから、付加価値の高い無形資産の創造にも適応したシステムへと変容させていくことが求められている。加工組立型のものづくりにおいては、調和のとれたチームワークが重要な要素であるが、発明や著作物等の情報の創造には、個人の自由な発想が鍵となる。我が国の明るい未来を切り開くため、あらゆる面で創造性を重視する環境整備に向けた改革断行が欠かせない。この改革は、我が国における21世紀型の文明構築に向けた国家的事業である。

以上のような視点に立って、国際協調を図りつつ知的財産戦略大綱を実行し

て、我が国産業の国際競争力を強化することが必須である。

## 2. 情報化時代と「知的財産立国」

「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。その実現には、ものづくり基盤の再構築と併せ、経済活動のグローバル化や情報化の進展、雇用の流動化等に対応して、政府・大学・企業・個人等、あらゆるレベルでの知的創造活動を刺激するとともに、その結果として得られた発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、製品・サービスの付加価値の源泉として、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。

一方、情報通信技術の急速な進歩は、「情報」の模倣や無断複製の加速化という負の効果も発生させており、創作者による開発資金の回収が困難となる状況を生んでいる。財産的価値を有する情報、すなわち知的財産を産業競争力の強化の源泉とするためには、こうした情報化時代の特質を深く認識することが必須の前提となる。

知的財産を豊富に創造し、これを保護、活用することにより、我が国経済・文化の持続的発展を目指す知的財産立国を実現し、新たな経済・社会システムを構築するためには、発明や著作物等が意欲的に創作され、活用される過程で生ずるあらゆる課題について、法律をはじめとする諸制度や官民の慣行をゼロから見直し、あるべき姿を追求しなければならない。行政機関は、初等・中等教育を通じた創造性ある人格の形成、企業や大学における知的財産創造の戦略的な取組の推進や専門人材の育成、優れた発明の成果等の保護・活用を進めるための知的財産関連法制、関連税制の整備や知的財産に係る情報インフラの整備に努めるとともに、知的財産関連の行政サービス提供者であることを不断に認識しなければならない。また、司法分野における諸改革の遂行、海外模倣品・海賊版対策のための積極的な通商・外交政策の推進等、幅広い分野での取組が必要である。

### 3. 知的財産戦略大綱の策定

本大綱は、今後、我が国の国富の源泉となる知的財産の創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、我が国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにし、さらには、我が国の明るい未来を切り拓く政府の決意を表明するとともに、その実現に向けた国民各層の理解を求めるものである。今後、政府は、この大綱に基づき、2005年度までを目途に、知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施する。

#### 現状と課題

##### 1. 産業競争力低下への懸念の高まり

戦後、我が国は欧米から基本技術を導入し、その改良と生産現場の卓越した適応力を背景として、世界に対し良質の製品を安く大量に供給することにより、歴史上特筆される繁栄を謳歌してきた。しかしながら、近年、高い労働コスト等を要因として、付加価値の低い製品やサービスの競争力は急速に失われ、我が国産業の国際競争力低下への懸念が急速に高まっている。このような懸念を払拭するため、今、新たな国家戦略が求められている。

閉塞感が高まる我が国産業にあっても、自動車、精密機器分野に見られるように、独自技術を武器に世界市場で高いシェアを獲得している製品・サービスを提供している企業も少なくない。また、アニメーションやゲームソフト等のコンテンツ産業は、国際的に高く評価されている。

物的資源に乏しく、かつ、労働コスト等が高い我が国経済・社会を再び活性化していく戦略として、優れた発明、製造ノウハウ、ブランド、音楽・映画・放送番組・アニメーション・ゲームソフトをはじめとするコンテンツ等を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的財産立国の視点は不可欠である。

19世紀末、初代の商標登録所長・専売特許所長の高橋是清は米国を視察し、米国の特許院などで関連諸制度、特許弁護士の働きぶりを目の当たりにした。「アメリカでは、知的財産は財産中、最も大事にされている。日本でもこれらを保護すべき」といわれて、大いに感じたと言伝に書き残している。

21世紀の我が国は、まさに知的財産重視により経済的活路を見出すべき

であり、それに向けたビジョンを立てることこそ喫緊の課題である。本大綱は、質の高い知的財産を迅速に生み出し、これを活用し、国富につなげる戦略を具体的に示すものである。知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を的確に評価できる環境を作り上げ、そして、その知的財産が流通し、社会で広く活用されるようになれば、再投資により新たな知的財産を創造する力が生み出されてくる。このような知的創造サイクルの好循環を一層発展させていく改革が、日本の将来を切り拓くには欠かせない。

21世紀においても、我が国が世界の中で確固たる地位を占め続けられるよう、知的財産立国の実現を国家目標と定め、この目標に向けた総合的な施策を一刻も早く断行することが必要である。

## 2. 知的創造サイクルの確立に向けて

「もの」とは異なり、「情報」は極めて容易に模倣されるという特質をもち、しかも利用されることにより消費されるということがないために多くの者が同時に利用できる。特に知的財産の場合は、利用されないとその価値は著しく減殺されてしまうという性質を有しており、保護と利用のシステムの確立が知的創造サイクルの確立には欠かせない。したがって、情報を21世紀の我が国における重要な富とするためには、情報が法により強力に保護されなければならないが、単に法律に規定するだけではならず、裁判等を通じて実効的に保護されることが必要である。また、契約や技術開発等によって適切な対価を徴収する実効的なシステムを確立していない場合、独創的な知的財産を生むインセンティブが薄れてしまい、また生まれた情報も秘匿されるようになり、その結果として知的財産から生み出される富が大きく減少する結果となる。このように、知的財産については、「もの」に関する所有権的発想ではなく、情報の特質を勘案した保護と利用のシステムを確立することにより、知的創造サイクルのより大きな循環につなげるべきである。

質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資によりさらに知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済社会の発展の強力なエンジンとなる。

しかしながら、知的創造サイクルに関する我が国の現状は必ずしも満足できるものとはいえない。特許を例にとってみれば、我が国企業は特許の出願

に熱心であり、我が国の国内出願は世界で最も多い。他方、グローバルな競争が激化しているにも関わらず、欧米にも共通して出願されている特許はむしろ少ないという現状がある。特許出願のみならず、その上流である研究開発段階における戦略的な対応が十分でないことも懸念される。また、大学においては、近年、技術移転機関（TLO）の活動等を通じて、特許取得や技術移転に対する意識が高まってきているものの、その水準は、いまだ米国に及んでいない。

特許審査のスピードも米国の水準には達していない。権利を侵害された場合の救済についても、改革の余地がある。知的財産関連訴訟の改善に加え、訴訟外での紛争処理手段の充実に着目した取組も必要である。また、知的財産の活用の促進や、知的創造サイクルを支える人材の充実に極めて大きな課題である。

### 3. 競争政策の重要性と表現の自由などの重視

知的財産権の強化は情報化時代の必然であり、国としてその推進を図るべきであるが、権利の強化には弊害も伴う。権利の強化に伴う具体的な弊害としては、独占による競争上の弊害と、表現の自由等の現代社会が有している基本的価値との抵触が考えられる。今後、権利の強化を図っていく過程において弊害が生じた場合には、これを速やかに除去する必要がある。

競争上の弊害の除去については、独占禁止法を中心とした競争法がその中心をなし、必要に応じてその強化も欠かせない。米国においては、知的財産の独占に対しても同様に、独占禁止法が厳しく適用されており、そのことが競争を生み出し、その結果として新たな産業の発展につながっている。我が国においても調和のとれた適切な対応がなされなければならない。

また、知的財産法は情報の独占的利用を認める制度であるが、その保護があまりに過度となった場合には、学問・研究の自由、表現の自由などといった現代社会が有している基本的価値と抵触する可能性がある。知的財産制度の整備に当たっては、これらの基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない。

なお、大学においては、知的財産の創造、活用への期待に応えていくことが求められる一方、教育、基礎的・原理的研究も等しく求められていることを忘れてはならない。

## 基本的方向

こうした現状認識を踏まえ、知的財産立国の実現に向けて、知的創造サイクルのそれぞれの局面における知的財産の「創造」、「保護」、「活用」と、これらを支える「人的基盤の充実」の4つの分野において、戦略的対応を進めることとする。

### (1) 創造戦略

#### 1. 大学・公的研究機関等における知的財産創出

かつて「象牙の塔」といわれた大学が、自ら知的財産を生み出す体制へと生まれ変わることが必須である。大学においては、優れた発明が生み出されても、それを権利化することにより、その成果を社会へ還元する体制が整備されていなかった。そのうえ、教員のマインドも、研究には熱心でも、その成果を社会へ還元させることには関心が低かった。近年、TLOが数多く設立され、こうした状況に少しずつ変化が見られるものの、米国と比較するとまだまだ不十分な状況にある。

技術革新の急速な進展をリードする基礎研究を、企業が自前で行うことは資金的な制約等により困難となる中、大学・公的研究機関等が、基本特許の取得につながる革新的ブレイクスルーを達成することや新技術・新産業を創出することに対する期待はますます大きくなっている。このため、大学・公的研究機関等が、世界的なレベルの研究開発を進め、より速やかに知的財産を生み出していくための環境整備が必要である。さらに、生み出された成果を権利化し、社会に還元するシステムを確立しなければならない。こうした研究開発成果の創造と活用のシステムを確立することは、大学発のベンチャー企業の育成にも大きな力となり、経済の活性化にも資する。一方、研究の内容によっては、必ずしもその成果の権利化を優先させず、社会全体で享受する方が科学技術の進歩に資する場合があることにも配慮が必要である。

大学・公的研究機関等における研究者は、報酬のみが目的で研究しているわけではないが、例えばノーベル賞でも受賞しない限り、一般の人にはなかなか認知されない。多くの若者に、研究者がいかに素晴らしいものであるかということを知ってもらわなければ、将来の我が国を担う世代が研究者にな

ろうという夢を抱かない。野球やサッカーのスター選手が数多くの人に感動を与えているのと同じように、素晴らしいものを生み出した研究者や発明者は、社会に大きな希望や可能性を与えるのであることを認識させる必要がある。

大学・公的研究機関等における研究者等の業績の評価についても、知的財産の創出やその成果の移転、普及活動の実績にも配慮して行われるべきである。また、発明者の努力に報いるため、国立大学等が法人化した際には、発明者やその研究費への手厚い還元を図らなければならない。

## 2．企業における戦略的な知的財産の取得・管理

世界で最も多い我が国の特許出願のほとんどは、企業によるものである。しかしながら、欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国への出願比率は低い。特にライフサイエンス分野等の先端技術分野における特許出願は国際競争力の源となるものと考えられるが、それは質、量ともに十分とはいえない。我が国企業にとって、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐えうる高度な発明の創出を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促すとともに、政府において十分な環境整備を行うべきである。

また、職務発明制度について、企業内の研究者の発明に対するインセンティブを一層高めるとともに、権利関係を早期に安定化させることによって、企業の競争力強化にも資するためにはどうあるべきか、との観点から早急に合意の形成を図る。

## 3．創造性を育む教育・人材養成の充実

先端的な技術革新につながる基幹的な発明が我が国から次々と生み出されることが、我が国の経済・社会の活力の源泉であり、その基盤は人的資源である。まず、優れた知的財産を生み出す人材を育成することが必要であり、世界レベルの研究者を輩出するように、初等・中等教育から高等教育に至るまで、創造性を育む教育への総合的な取組を行うことが急務である。また、アニメーションやゲームソフトについて、我が国は、世界でも有数の評価の高い作品を生み出す能力を有しているが、このような優れたデジタル・コンテンツを今後とも世界に供給していくための基盤を確実に維持しなければなら

らない。そのためには、小学校の早い段階から自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行い、その後、年齢に応じた知的財産教育を通じて独創性・個性を尊重する文化環境を構築していかねばならない。とりわけ、知的財産の創造を担う人材、基幹的な発明を創出する基盤を確固たるものとする観点から、初等・中等教育を充実させ、創造的なマインドを醸成する教育を進めることが必要である。

また、大学、大学院においては、創造性豊かな研究者の養成を意識した教育を行うとともに、若手研究者が自立して研究に取り組める環境の整備に努める。さらに、研究開発活動を活性化するためには、研究機関において任期制を導入するとともに、採用に当たって公募を普及、拡大するなど研究人材の流動化を図るべきである。さらに、世界における我が国の地位を確固たるものとするため、我が国の科学技術の振興にとって重要な領域であるが人材が不足しているような新興の研究分野や、産業競争力の強化を図る必要がある分野においては、国としてその分野に適応できる人材養成を行っていく必要がある。なお、創造性豊かな研究者が、大学のみならず、産業界、公的研究機関等様々な部門において活躍できるような方策を検討する。

## (2) 保護戦略

知的財産創造のインセンティブを確保するために、その適切な保護は不可欠である。そのため、制度や行政機関、裁判所における運用についても、使いやすく、利用者から信頼される専門性・安定性を備えたものとしなければならない。行政機関、裁判所は、知的財産立国を支えるサービス提供者として認識を深める必要がある。

### 1. 迅速かつ的確な審査・審判

特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのために、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査が行われる



よう、効率性により配慮しつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講じることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助や相互承認を図り、究極的には世界特許を実現することが望ましい。

また、審判についても、迅速かつ的確に判断を示すことにより紛争処理の負担が軽減できるよう、制度及び実施体制において抜本的な改革を進めることが必要である。企業の知的財産関連活動についても、経営戦略の観点から価値の高いものへ転換を促すべく、必要な方策について検討すべきである。

## 2．著作権の適切な保護

著作権制度については、インターネット等の普及を踏まえた保護の在り方を検討すべきである。デジタル情報は、今後、極めて重要な財産となるが、その最大の特色は、複製・改変が極めて容易かつ安価にできることである。コンピュータ・プログラム、音楽、映画、放送番組、アニメーション等のデジタル情報が強力に保護されなければ、デジタル・コンテンツ産業は成立しない。我が国の著作権法は、インターネットへの対応等に関して国際的に見て極めて高い水準にあり、デジタル・コンテンツについても、著作権法により法的保護が与えられている。しかしながら、インターネットで流通する場合に典型的に見られるように、デジタル化された情報そのものが、媒体である本やレコード等の有体物から離れて流通するようになった結果、誰もが情報を複製し、加工し、発信することができる状況が発生している。このため、情報の利用者があまりにも多くなり、権利を持っていても、現実には権利行使をすることは極めて難しい事態が生じつつある中、権利行使の実効性確保が大きな課題となっている。こうした新たな状況を前提に、今後、実効性を担保しつつ、権利者や利用者等の双方にとってバランスのとれた保護を実現するため、有効なセキュリティ技術の開発、訴訟制度の改善、権利処理を円滑にする契約システムの構築等、デジタル・コンテンツの適切な保護の仕組みを確立すべきである。

## 3．営業秘密の保護強化

我が国の企業活動における営業秘密の重要性が一層高まっている中、企業の営業秘密が国内外の競合他社に流出する事例が増加し、企業の競争力が損なわれている問題が生じている。このため、営業秘密の不正取得等に対する

民事上の救済措置を強化し、罰則の導入も図る。また、我が国では裁判の公開原則が強く意識されているため、裁判において営業秘密が公開され、かえって権利者の不利益が生じることもあることから、現実には営業秘密に関する訴訟は少ない。裁判の公開は憲法上の要請であるが、この問題に目をつぶっていたのでは、裁判において営業秘密が適切に保護されることはあり得ない。営業秘密が産業界で重要性を高めている現在、欧米に比して我が国の営業秘密保護の水準が極端に低いということがないよう、必要な対策を講じるべきである。

#### 4．紛争処理に係る基盤の強化

知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは裁判所（司法）である。司法に対する信頼こそが我が国の知的財産制度の基礎を支えるものである。司法的救済が適切かつ確実であれば、侵害の予防にも資することとなり、ライセンス交渉等の活発化等、知的財産の活用にもつながる。このため、知的財産関連訴訟の迅速化や専門的・技術的事項について、十分な審理を尽くすことができる手続・体制の充実が必要である。このため、既に進められている司法制度改革における検討に加えて、知的財産に関する紛争の特徴を踏まえた一層の対応強化を図る。具体的には、専門家の関与については、一般的な専門委員制度のほかに、現在東京地裁等の知的財産専門部に配属されている調査官制度を一層充実させることが必要である。

また、訴訟制度の改革とあわせて、仲裁等の裁判外紛争処理手続（ADR）の強化を図る。

#### 5．海外における保護の強化

海外における模倣品・海賊版等の知的財産権侵害製品が、我が国経済に与える損失は極めて大きく、これを放置した場合、損失は一層拡大すると懸念される。今後、我が国が知的財産を基礎とした発展を図っていく上で、国際市場における技術、デザイン、ブランド等の模倣、音楽、映画、放送番組、ゲームソフト等の違法な複製（海賊版）を看過することはできない。その際には、大規模・組織的な工程が必要な模倣品、パソコンさえあれば個人でも製作できる海賊版等、製品ごとの特性を考慮しつつ、権利侵害に対する有効な対策を検討すべきである。政府としても、この点に留意しつつ、世界貿易

機関（WTO）創設にあわせて発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」などで認められた権利を最大限行使しなければならない。特に、WTO加盟国において、模倣品・海賊版等が大量に製造・流通されている場合は、WTOのレビューシステムを最大限活用しつつ、侵害発生国の制度とその運用の監視に努める。またWTO非加盟国に対しても、二国間交渉等を通じて知的財産の保護強化を迫るべきである。

さらに、世界知的所有権機関（WIPO）における知的財産権のエンフォースメントに関する議論に積極的に参画し、国際的な模倣品・海賊版等対策の強化に努める。また、海外における我が国企業の営業秘密の保護にも強力に取り組んでいく。

このような取組に当たっては、各国にある日本大使館・総領事館、日本貿易振興会（JETRO）等の政府関係機関も積極的に活用して、毅然たる態度で二国間交渉、多国間協議に当たり、我が国の産業界、そして国民の利益を守る。

また、地球規模での競争の激化や情報伝達技術の発展に伴い、知的財産の国際的保護水準の適正化や制度間の調和が求められていることから、二国間・多国間の枠組を通じた新たな国際ルールづくりや、開発途上国の制度整備支援等の取組を推進する。

### （3）活用戦略

#### 1．大学・公的研究機関等における知的財産の活用の推進

大学・公的研究機関等は、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明を生み出し、それらを社会へ還元する役割を担うべきであるが、この機能を十分果たしていない。知的財産立国の実現のためには、この機能を十分に果たすことができるような仕組みを整備することが欠かせない。優秀なベンチャー企業の育成という観点からも、大学・公的研究機関等がその発信基地として果たすべき役割は大きい。

近年、我が国の大学の特許出願件数、取得件数は大幅に増加しているものの、大学技術のライセンス数は、日本は米国の約百分の一、大学の特許の取得件数では約二十分の一にとどまっており、我が国の大学の知的財産に対す

る取組を大幅に改善しなければならない<sup>1</sup>。このため、大学が優れた発明等を生み出し、その知的財産を基に活力あるベンチャービジネスが生まれ、先端技術に基づいた競争力の高い新産業を生み出すという流れができるよう、知的財産活用体制の強化等、大学が自ら改革に取り組むとともに、大学を取り巻く環境を果敢に変えていかなければならない。また、知的財産の活用や円滑な流通を図るためには、それを阻害する様々な規制を速やかに撤廃するなど、所要の措置の検討が不可欠である。

## 2. 知的財産の評価と活用

今日、企業の価値評価の対象は、バランスシート等の財務諸表には載らない「見えない資産」に移りつつあるが、特に、知的財産の比重は少なくないものと考えられる。しかしながら、経営者の中には、訴訟等の紛争が発生しない限り、特許や著作物等の知的財産に十分な関心を持たない者が少なくないといわれている。このような知的財産軽視の意識を変革することが極めて重要である。特に、自社で活用されていない特許権などを積極的に広く開放し、中小企業等による活用を促すことは経済・社会全体にとって極めて有益であり、このような知的財産流通のための環境整備を進める。

さらに、金融機関も、土地や設備というバランスシートに記載された、目に見える資産のみで企業の価値を評価するのではなく、知的財産を担保にした資金供給にも積極的に取り組むべきであり、これを推進するため、知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない。不動産等の固定資産を十分に持たないベンチャー企業にとっては、技術とそれを生み出す人材こそが唯一の資産である。知的財産に関連する事業活動が十分に開示され、その企業の有する潜在的な価値が金融機関等によりの確に評価されなければ、発展の可能性を秘めた企業に十分な資金が供給されず、結果としてその技術が社会的に活用されないこととなるおそれがある。

また、我が国においては、創作時・利用時における契約システムが十分に機能していない面もあるため、著作物の円滑な流通に支障が生じている場合が多い。現在活用されていない個人のものも含め、著作物の円滑な流通を促

---

<sup>1</sup> 日本の大学においては、現在、教員の発明に係る特許の大多数が、教員個人帰属となるため、大学の特許取得件数に含まれないが、米国では、ほとんどが大学に帰属する点に留意する必要がある。

進し、積極的にそれが活用できるよう、契約システムや権利者の意思表示システムの構築を図る。

### 3. 中小・ベンチャー企業等の支援

創造された知的財産を製品・サービスとして事業化し、社会での有効な活用を進めるためには、事業の担い手である中小・ベンチャー企業や個人による知的財産の活用を支援することが必要である。このため、中小企業等が知的財産専門サービスや特許データベースを利用しやすくするなど、環境整備に努める。

#### (4) 人的基盤の充実

あらゆる制度を支えるのは人である。知的財産立国の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の養成が急務である。米国における司法判断が、先進的な事例についての国際的なモデルとなることも多いが、それは、米国が世界最大の市場であることに加え、高度な専門的知見を持つ法曹等が多数存在することにも大きく起因している。それに対して我が国の弁護士・弁理士は、その数においても、質においても著しく遅れをとっており、大幅に強化する必要がある。

現在、2004年4月からの学生受入れ開始を目指した法科大学院に関する制度設計が急ピッチで行われているが、知的財産立国を支える専門家育成のため、法科大学院における知的財産法教育の充実に向けて、知的財産分野に重点を置いた法科大学院の誕生が期待される。知的財産に強い法曹を養成するためには、知的財産法をはじめとする、ビジネスに関連する各種の法分野の教育の強化を図る必要があり、これらを重視した特色ある法科大学院の出現を促すという観点から、法科大学院設置に係る制度、新司法試験の在り方も含め環境を整備することが求められる。このような環境が整備されれば、おのずと知的財産に強い法曹が出現するであろう。

また、大学・公的研究機関等で創造された知的財産を事業としての結実を図るためには、専門技術についての知識を持ちながら、それに加えて、技術の研究開発から事業化までを見通して管理する知識・能力をも有する人材が必要で

ある。しかしながら、我が国においてはそうした人材が必ずしも多くないことを踏まえ、米国におけるマネージメント・オブ・テクノロジー（MOT）のような技術経営プロフェッショナルコースの創設や、技術系学生への経営や法律に関する教育の充実を通じて人材養成を行うとともに、TLO等の体制を整備し、その活動の場を広げるよう努めなければならない。

#### （５）実施体制の確立

知的財産戦略会議が総理のもとで開催されているのは、知的財産立国の形成に関する施策は多くの行政機関等に関係しているため、その重点的な施策を迅速かつ統一的に推進する必要があるためである。本会議において知的財産戦略大綱を取りまとめた後も、その着実かつ円滑な実施を図るための体制を整備することが不可欠である。このため、遅くとも次期通常国会までに、知的創造サイクルの活性化という理念を国家目標とするとともに、関係府省の協力のもとに知的財産戦略大綱を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部（仮称）」を設置すること等について定める「知的財産基本法（仮称）」を提出すべきである。

### 具体的行動計画

#### １．知的財産の創造の推進

##### （１）大学等における研究開発の推進

知的財産の創造を重視した研究開発の推進

研究開発評価における知的財産の活用

研究者へのインセンティブの付与

研究人材の流動性、多様性の向上

研究施設整備等研究環境の改善

##### （２）大学等における知的財産権取得の促進

研究開発成果の取扱いの明確化

知的財産権の取得に要する費用の確保

知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備

- 知的財産権の取得に係る手続の改善
- 日本版バイ・ドール制度の拡充
- 地域における産学官連携のためのクラスター創生の支援
- (3) 企業等における知的財産創出の促進
  - 職務発明制度の再検討
  - 優れたコンテンツ創出等の支援
  
- 2. 知的財産の保護の強化
  - (1) 特許審査・審判の迅速化・充実等
    - 特許審査の迅速化
    - 審判制度等の改革
    - 植物新品種審査期間の短縮
  - (2) 実質的な「特許裁判所」機能の創出
    - 管轄の集中
    - 専門家参加の拡大等の裁判所の人的基盤拡充
    - 証拠収集手続の拡充
    - 裁判外紛争処理の充実等
  - (3) 損害賠償制度の強化
  - (4) 模倣品・海賊版等の対策の強化
  - (5) 国際的な知的財産制度の調和と協力の促進
  - (6) 営業秘密の保護強化
  - (7) 新分野等における知的財産の保護
  
- 3. 知的財産の活用の促進
  - (1) 大学等からの技術移転の促進
    - 大学等による機関一元管理の導入
    - 大学等における技術移転機能の強化
    - 技術移転等に係る契約ルールの整備
    - 技術移転促進に係るインセンティブの付与
  - (2) 企業における戦略的な知的財産の活用
    - 経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用
    - 知的財産会計・知的財産報告書の導入

ブランド、製品デザインの戦略的活用

(3) 知的財産の流通の促進

知的財産の価値評価の確立

知的財産ライセンス契約の安定性強化

コンテンツの創作活動の保護と流通の促進

4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上

(1) 専門人材の養成

法科大学院における知的財産をはじめとするビジネス関連法分野教育の強化

ビジネスに理解の深い技術系人材の供給

弁理士等の専門人材の充実と機能強化

(2) 知的財産教育の充実

(3) 国民の知的財産意識の向上

用語を「知的財産権」「産業財産権」に統一

啓発活動の強化

知的財産関連統計の整備

5. 知的財産戦略大綱の実施

(1) 知的財産基本法（仮称）の制定

(2) 知的財産戦略本部（仮称）の設置

(3) 知的財産戦略計画（仮称）の策定

項目については、今後引き続き検討し、取捨選択を行う。